

上越市農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 2 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第 1 0 号

上越市農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金交付規則の一部を改正する規則
上越市農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金交付規則（令和 6 年上越市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 4 条中「令和 5 年度」を「令和 6 年度」に改める。

第 5 条中「令和 5 年 4 月から同年 1 2 月」を「令和 6 年 4 月から同年 9 月」に、「から令和 4 年の同期間に使用した電気料金を減じて得た額」を「と、令和 2 年から令和 5 年までの同期間の平均額との比較で値上げ相当額として市長が認める額」に、「1 0 0 分の 1 5」を「1 0 0 分の 1 0」に改める。

第 6 条第 1 項第 1 号中「令和 4 年 4 月から同年 1 2 月まで及び令和 5 年 4 月から同年 1 2 月」を「令和 6 年 4 月から同年 9 月」に改める。

第 1 号様式中「令和 4 年 4 月から同年 1 2 月まで及び令和 5 年 4 月から同年 1 2 月」を「令和 6 年 4 月から同年 9 月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。